境港・昭和南岸壁での出店者の募集について

下記のとおり岸壁での臨時出店を希望する事業者を募集します。

記

1 出店資格:下記要件を全てみたす事業者とします。

(1) 鳥取県内又は島根県内に本店、支店、営業所等を有する事業者

2 出店場所:境港市 昭和南岸壁 エプロン付近 (境港市昭和町 98)

3 出店数:5店舗程度(場所に制限があるため、出店数を限定させていただきます。)

4 クルーズ客船寄港予定

寄港年月日	入港時間	出港時間	寄港船舶				使用	主な
			船	名	総炒数	乗客定員	岸壁	乗客 国籍
平成 30 年 3 月 29 日 (木)	10:00	20:00	マテププス	ック・	144, 216 t	4, 340 名	昭和南 1・2 号	台湾

- 5 港湾施設使用料:港湾施設使用料は、免除とします。
- 6 設営経費等: (1)使用面積は、1店舗あたり6m×4m以内とします。
 - (2)長机及びイス等の設営に係る経費は全て出店者負担とします。
 - (3)物販関係者入退場時間は、入場9時~、退場19時30分。
- 7 搬入及び搬出:搬入出経費は出店者負担とし、搬入出方法等は別途指示します。
- 8 出店申込方法:下記書類を、平成30年3月26日(月)午後5時までに境港管理組合へ提 出してください。

<提出先>

 \mp 6 8 4 - 0 0 0 4

境港市大正町215みなとさかい交流館3階

境港管理組合 担当:関

【電 話】0859-42-3705

【ファクシミリ】 0859-42-3735

<提出書類>

・境港クルーズ客船出店申込書

様式1

9 出店者決定:平成30年3月27日(火)

出店希望者多数の場合は、抽選により出店者を決定します。

(場所は、境港管理組合会議室。当日お越しいただけない場合は、境港管理組合が代理で行います。)

- 10 出店条件:出店者は、下記条件を遵守すること。
 - (1) 電源設備はないため、必要であれば各事業者が発電機を準備すること。
 - (2) 使用する水は各事業者で準備し、排水は指定した場所で行うこと。
 - (3) 火気の使用については、別途協議を要する。
 - (4) 各事業者が持ち込んだ備品、資材、発生したゴミについては、各自が持ち帰ること。
 - (5) 出店に関係する他機関への手続きは出店者が行うこと。